

西松建設訴訟一審判決

事実認定

(広島地裁2002年7月9日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

2 個別的経緯

① 原告呂■■■

請求原因2②aア, イ i 乃至 v のうち, 原告呂■■■ 原告宋■■■, 原告邵■■■, 楊希恩及び曲■■■が日本に移入され, 安野発電所工事現場において就労した事実は, 当事者間に争いがない。

甲第2, 第23, 第24, 第27, 第32, 第34, 第37, 第45, 第51, 第53, 第66, 第82, 第121, 第151号証, 原告呂■■■本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

a 強制連行

原告呂■■■は, 1920年(大正9年)12月11日山東省済南市で出生し, 1944年(昭和19年)当時には両親は既に死亡し, 祖母, 妻, 長男の4人家族となっており, 同家族の中で同原告が唯一の働き手であった。

「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・品■■■ 年齢・25, 出身地・山東省歴城縣張家, 職業・兵, 前歴・省保安隊, 訓練・済南, 送還事業場出発年月日・昭和20年11月24日, 乗船港・南風崎, 乗船年月日・同月29日, 事故刑罰(含未決拘留)入獄年月日・昭和20年7月14日, 出獄年月日

離れた。昭和二十年の暮れになって戻って来たが、支那人はもういなかった」との記載がある。

地主■■■■作成の「陳述書」と題する平成11年7月15日付書面には、同人の自宅は広島県山県郡加計町津浪の安野発電所のトンネル掘りの工事現場の近くであり、中国人労働者の様子をよく知っている旨の記載の後に「…中国の人たちは、寒い時期に地下タビさえなく、素足にわらぞうりをはいていました。破れても支給されないで、セメント袋の紙を足に巻き付けて作業をしている人もありました…中国の方たちは、終戦までは捕虜の生活でしたが、終戦後になると、今度は中国人を使っていた西松組の監督が雲隠れしました。いたら今度は逆にたたき殺されるのを恐れて逃げていなくなったのです」との記載がある。

前記谷■■■■(坪野在住)作成の「陳述書」と題する1999年7月15日付書面には、「…私の家の前をトロッコの軌道が通っていたので、トロッコを押して上にあげるのにちょっと待ち時間があるときに、中国人が隠れてこっそり庭に入って来て、水を飲みたいというので水を飲ませてあげていました。おばあさんはじゃがいもを焼いてあげたりしていました…私の家では親切にしてあげていたので、戦後は中国人が酒を飲もうとお酒をもってきてくれたりしました。ふいに進駐軍がきて、トラックで帰って行きました。うれしかったのでしょう、トラックの上でワイワイワイワイいってました…」などの記載がある。

原告呂■■■■の送還及び帰国後の状況は後記2①cのとおり、原告宋■■■■の送還及び帰国後の状況は後記2②cのとおり、原告邵■■■■の送還及び帰国後の状況は後記2③cのとおりである。

中国では、1950年代初めから1976年(昭和51年)まで行われた様々な政治活動(1957年の反右派闘争、1959年の反右傾運動、1963年から1966年までの四清運動)、とりわけ1966年(昭和41年)から1976年(昭和51年)まで続いた文化大革命においては、日本と関係した者をスパイや裏切り者として扱うなどして政治的に迫害し、日本に連行された中国人労働者もその対象

・同年9月13日」は、同原告に関する記載と解される。氏名の「品」は「呂」の誤記と考えられる。

原告呂■■■は、1944年（昭和19年）7月1日（当時23歳）、山東省済南市の日本軍の軍需物資供給所内で日雇いとして木材等の積み下ろし等の仕事に従事していた際、同供給所の土木建築関係の日本人責任者の指示により、他の中国人とともにトラックに乗せられた。同原告は、別の場所で仕事を済ませれば帰されるものとばかり思っていたところ、トラックの発進後、その日本人から、「日本に連れて行く。日本に行くとおくさんのお金がもらえ、良い生活ができる。」などと告げられ、大変なことになったと思い、その場から逃げようとしたが、トラックの速度が速く、逃げるができなかった。やがてトラックは「新華院」に到着し、同原告は「新華院」に收容された。

「新華院」は、電気鉄条網を張った高い塀に囲まれ、塀の外には堀が掘られ、銃剣を持った日本兵と軍犬が監視していた。原告呂■■■が收容された後のある日、被收容者の内の中国人2人が逃亡したが、すぐに捕まえられ、翌日、日本兵が見せしめとしてその2人を柱に縛り付け、軍犬を襲いかからせた後、銃剣で刺殺した。その後、「新華院」の日本人の院長が、被收容者に対し、「ネズミも逃げられないのに、あなた達は逃げられない。」などと言った。同原告は、恐怖を感じ、逃亡することができなくなった。

原告呂■■■は「新華院」に1か月程度收容されていたが、そこでの生活は苦しいものであった。朝4時に起床し、軍隊のように走り、整列し、歩行するなどの厳しい訓練を課せられた記憶がある。大東亜共栄圏に協力せよなどといった内容の訓示や訓話も受けた。被收容者の部屋に施錠はされていなかったものの、絶えず見張りが監視しているため、自由に部屋の外に出ることはできず、夜は、逃走防止のためか、素裸で寝かされた。食事は1日2食で、粟で作った蒸しご飯が茶碗に1杯だけと記憶している。その粟も殻がついたままであったり、半煮えだったりするもので、飲み水は、通常では飲料に使わない生水しか与えられず、病人が後を絶たなかった。

病人は、病人棟に收容されたが、そこでは死を待つばかりの扱いを受けていた。同原告は、班長の指示で、病人棟へ死体の数を調査しに行ったことがあるが、その際、病人棟には約20体の死体があり、ネズミが死体の上をはい回り、死体の耳や眼や足の指等は、そのネズミにかじられて一部欠損している有様を目撃した。これら死体の中には目を開けたままのものや口から血を流しているものもあった。「新華院」での残酷な待遇に耐えきれず、被收容者の中には、自殺する者もいた。

原告呂■■■が「新華院」に收容されて約1か月後、被收容者のうち身体が丈夫な者300人が選ばれ、1個大隊が編成され、100人ずつの3つの中隊に分けられ、更に各中隊は約20人ずつの5班に分けられた。同原告は第1中隊の第1班に所属することとなった。院長から「これから日本に行く。日本では、日本人の言うことをよく聞いて、しっかり働くように。」といった訓話があった。同原告ら300人は、「新華院」で二枚の薄い布団を支給され、これを丸めて肩にたすき掛けにし、日本兵の監視の下、「新華院」を出て済南駅まで歩き、同駅から列車に乗せられて青島に移動し、その「保安棧」（保安旅館）の2階に約7日間監禁されたと記憶している。その間、同原告は、同室の者らと相談して逃げようとしたが、見張りが厳しく、断念した。その後、大隊には新たに中国人60余人が合流させられ、一緒に青島港から鉄鉱石を載せた貨物船の船底に入れられた。合流した60余人の中には言葉に天津のなまりのある人達がいた。出航後、約7日間の航海で下関に到着した。同原告は、船中の食事について、1日2食で、1回につきトウモロコシの粉で作ったマントウ（饅頭）と小さな生のタマネギ1つだけで、水が不足し、出発後4日目にはなくなったと記憶している。船酔いや脱水のため、多くの者が衰弱し、同原告のそばにいた人が脱水で死亡し、船中で3人が死亡した。死者は鉄板に縛り付けて海の中に放り込まれたと記憶している。上陸後、病院のようなところで連れて行かれ、風呂に入れられ、消毒をされ、一泊した。建物に「下関」という表示を見つけ、そこが下関であることを知った。翌日、列車で広島まで行き、広島からトラックに乗り、安野事業場に到着した。もっとも、同原告は、到着当時、そこがどこなのか

指示と違ったことをしたり、仕事が遅れたりすると、殴打されたり、侮辱されたり、暴行を受けたりすることが頻繁にあった。あるとき、同原告が我慢できずに逆らうと、抵抗できなくなるまで殴られた。被告の現場監督は、作業終了後に大隊長に対して中国人らのその日の仕事ぶりを告げ、中国人労働者が作業現場から収容所に戻ると、仕事ぶりが悪いと名指しされた者は、大隊長から殴られたり、罰として食事を抜かれたり、板で手を叩かれたり、壁際に正座させられたりした。同原告は、坪野の収容所で、被告の現場監督に殴られるなどした後に死亡した2人のことをよく覚えている。いずれも昭和20年（1945年）3月頃であり、死亡したのは50歳くらいの人及び若い曲■■■■（原告曲■■■■の兄）と記憶している。

ウ 食糧事情

坪野の収容所では、食事は1日3食であったが、1回につき、茶碗にすりきり1杯のコーリャン飯、或いはマントウ1個のみであり、その中に砂やカビなどが入っていることもあるような粗末なものであり、他には小さな漬け物1枚が入っているだけであったため、原告呂■■■■らは空腹に悩まされ、出されたものをお湯でふやかして量を増やし、お粥のようにして食べて空腹感をごまかしたり、野草を摘んで食べたりなどした。食べる量が少なすぎると、かえって空腹感が増すような気がして、同原告は、仲の良い者と3人で話し合い、夕食を出し合って、3人が3日交替で1人ずつ3人分のマントウを食べて1日だけ満腹感を味わい、他の2日は空腹を我慢するなどといったことを試みたりもした。これに対し、被告の現場監督ら日本人の弁当の中には米のご飯や小さい魚が入っており、中国人労働者の待遇とは大きく違っていた。同原告は被告の現場監督に食事の改善を申し入れたことがあったが、何らの改善もなされなかった。

エ 衣服事情

冬になると、よく雪が降り、膝の上まで積もることがあったが、原告呂■■■■らは「新華院」で支給された薄い単衣の服を着用し続けるしかなく、安野発電所工事現場では衣類の支給はなかったため、その寒さは耐えがたいものがあった。しかし、

分からなかった。

b 強制労働

ア 収容施設及び監視体制

原告呂■■■が属する第1中隊は、当時の広島県山県郡安野村の坪野の収容所に収容された。同収容所は、窮屈で堪えられないというほどではなかったが、非衛生的で、便所が近くにあり、その臭いが強く、風呂も使うことができなかった。同原告は身体にシラミがわいて疥癬に罹患した。冬にも暖房設備はなく、隙間風のためにとても寒く、2人の布団を合わせて1つの寝床にし、2人で入って寝るなどして寒さを凌いだ。出入口は1箇所、そこには係員詰所があり、警察官や民間人の監視人がいて、絶えず監視をしていた。逃げ出す者もいたが、捉えられて連れ戻され、他の中国人の前で、大隊長から棍棒で殴られるなどの厳しい制裁を受けた。

イ 労働事情

原告呂■■■ら第1中隊の中国人労働者は、坪野の収容所に到着後、数日休んでから工事現場において作業に就いた。同原告が主に従事したのは、水力発電用のトンネル掘削の際に生じた碎石をトロッコに積み、押して運び出す作業、トンネル内の坑木を組む作業、1俵50キログラム位のセメントの袋を担いでセメント倉庫から急な山道を通って山の上まで運ぶ作業等であった。労働時間は、毎日12時間から14時間の昼夜2交代制で、被告の現場監督の許可があるまで働き続けなければならず、途中に休憩はなかった。休日は旧正月の2日間だけであったと記憶している。トロッコを押す作業には転覆等の大きな危険が伴ったが、被告の現場監督らからブレーキ操作等を含む操作方法に関して何らの説明もなかった。トンネルの中での作業は、落石のほか、上からしたたり落ちる水滴で全身水浸しになるため滑りやすいなどの危険があり、同原告は、落石で頭と尻を強く打ち、一時動けなくなったことがあったが、治療を受けさせてもらえなかった。セメント袋を担いで運ぶ作業も、空腹で体が弱っているために力が出ず、セメント袋を落として破ると、被告の現場監督らにののしられたり、殴られたりなどした。日本語での指示内容が分からずに

被告の現場監督は、「寒ければ動かずにいられなくなるから、よく働くようになる。」などと言ったり、同原告らの服を脱がせたりするなどして、愚弄した。「新華院」で支給された靴もすぐに破れたが、新たな支給はなく、同原告らは、朝鮮人労働者から教えてもらって草履を編んで履いていたものの、これも破れ、裸足で作業しなければならなかった。同原告らが、少しでも寒さを凌ぐため、セメント袋を揉んで柔らかくしたものを身体に巻いて仕事をしていたところ、それを見つけた被告の現場監督が、同原告らからセメント袋を奪い取って、火にくべて燃やし、暖を取るということがあった。

オ 大隊長ら殺害事件及び被爆

原告呂■■■は、安野発電所工事現場における苦しい労働と生活の中で、前記アのとおり疥癬に罹患した。その上、前記イのとおり、同原告の目前で2人の中国人労働者が死亡するなどの事件もあり、このまま帰国できないで、死んでしまうのではないかなどと、絶望感を抱いて、日々を送っていた。

中国人労働者の大隊長は、被告の現場監督らに取り入り、他の中国人労働者を虐待し、仕事もしないで、特別の食事をし、清潔な服を着ていた。そんな大隊長を他の中国人労働者は憎悪していた。

昭和20年（1945年）7月13日、坪野の収容施設内で、肉の分配をめぐつて、炊事班の班長と十数名の中国人とが口論となり、これを制止しようとした大隊長と第1中隊の第3班長が、多数の中国人労働者によって撲殺される事件が起きた。

原告呂■■■は、事件に関与していなかったが、このまま収容所生活を続けることに対する絶望感から、自ら身代わりになろうと考え、犯人として名乗り出たところ、他にも次々と十数人が名乗り出て、一緒に逮捕され、広島市の広島刑務所の未決監に16人が収監された。その収監中の昭和20年（1945年）8月6日、広島は原爆投下の被害を受け、その際、同原告を含む11人は被爆したものの、命に別状はなかったが、他の5人（楊■■■を含む）は死亡した。同原告は、被爆以降、偏頭痛に悩まされることとなった。

c. 送還及び帰国後

昭和20年(1945年)9月13日、原告呂■■■■ら広島刑務所に収監されていた中国人労働者11名は突然釈放され、安野発電所工事現場の収容所に戻ったが、そのときには被告の現場監督らの姿はなく、仕事をさせられることはなかった。同年11月24日、同原告を含む中国人労働者は、送還のため、GHQのトラックに乗せられ、長崎県まで行き、同月29日同所から米軍の船舶に乗船し、天津市の塘沽港に到着した。

原告呂■■■■は、天津から済南の自宅まで、物乞いをしながら1週間余かかって帰った。留守宅では、祖母は健在であったものの、非常に痩せており、妻は服を仕立てたり、豆腐を作って売るなど、慣れない仕事を続けて辛うじて生計を立てていた。

原告呂■■■■は、被爆後、以前にはなかった偏頭痛や両足の痺れに悩まされ続けている。また、1963年(昭和38年)から1966年(昭和41年)まで続いたいわゆる四清運動の最中、当局から、日本に行ったことがあるということで「日本のために働いた好日分子」として取調べを受けたが、同原告が日本に連行されて重労働に従事させられた事実や被爆の事実を話しても、取調官からは「原爆にあって生きているはずがない」などと信じてもらえず、かえって厳しい追及を受けることになった。このようなことから、同原告は、日本に連行されて重労働に従事させられた事実を隠し続けるようになり、それは、1993年(平成5年)1月、河北大学の劉宝辰助教授が中国人の広島への強制連行等に関する研究調査のため派遣した調査員が同原告を訪問するまで続いた。

d. 本訴提起までの経緯

原告呂■■■■は、1993年(平成5年)1月に河北大学の劉宝辰助教授が派遣した調査員の訪問を受けて後、同年7月に同原告に協力する日本人の招きにより48年ぶりに広島を訪れ、安野発電所工事現場に赴いた。同年8月には、原告訴訟代理人足立修一らとともに被告の広島支店を訪れ、被告の交渉担当者に対し、被告から受けた被害と苦難の体験を話した上、被告に対し、同原告を含む同工事現場に連行

a 強制連行

原告宋■■■は、1927年（昭和2年）12月26日山東省萊陽県で出生し、同原告が7歳頃、父が満州に赴いて消息がなくなり、その後、母と2人で暮らしていた。小学校を卒業し、更に高等小学校に2年通い、居住していた村内では比較的高い教育を受けた後、国民党遊撃隊に入った同級生が日本軍に殺害されたことや生活の必要もあって、16歳で国民党遊撃隊に参加した。

「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・宋紀■■■ 年齢・18、出身地・山東省萊陽縣三區淳干村、職業・二等兵、前歴・一二師、訓練・濟南、送還事業場出発年月日・昭和20年3月25日、乗船港・下関、到着港・塘沽」は、同原告に関する記載と解される。氏名の「紀」は「■■■」と同音であるため、誤記されたものと考えられる。

原告宋■■■は、1944年（昭和19年）6月（当時16歳）、遊撃隊の一員として、山東省即墨嶗山中でゲリラ戦を展開していたところ、食糧も弾丸も尽きて、四舍山で日本軍の捕虜となった。その後、同原告ら捕虜約100人は、縄で縛られて即墨の拘留所に収容され、尋問を受け、偽軍（日本軍に使われている中国人兵）から、住所、氏名、生年月日等を聞かれ、1週間ほどして、濟南に行って訓練を受ける旨の命令を受け、4人ずつ縄で縛られて「新華院」に連行された。

「新華院」は、電気鉄条網を張り巡らした高い塀と深い堀に囲まれ、四方に見張り台があり、日本軍が監視して警戒が厳重であった。原告宋■■■が収容されている間に、逃亡した者がいたが、すぐに捕まって連れ戻され、見せしめのため、他の被収容者の前で、日本兵に銃剣で突き殺された。これを見て、同原告は、逃げるのは無理だと諦めた。被収容者は病気になっても、治療してもらえず、重くなると、重病棟に入れられ、死んでいった。同原告は、7、8人の裸にされた死体が馬車に乗せられてどこかに運び出されるのを目撃したことがあった。更に、同原告は、「新華院」での苛酷な管理に耐えきれず、井戸に飛び込んで自殺した人の話を聞いたことがあり、自らトイレで首をつった人を目撃したこともあった。

された中国人に対する公式の謝罪を表明すること、死者を追悼し歴史の真実を伝えるために広島県加計町に殉難同胞追悼碑及び記念碑を建立すること、連行された中国人に対する然るべき損害賠償及びその肉体的精神的苦痛に対する補償をすること、以上の3項目を要求した。

これに対し、被告側は、平成5年(1993年)9月29日付で、強制連行は国が行ったもので自社が行ったのではない旨、労働条件(労働内容、衣服、食糧等)についても当時の状況下でできる限りのことをした旨、労働に対する賃金を既に支払った旨の回答をした。

原告呂■■■は、上記回答に納得できず、被告に対し、再度平成6年(1994年)1月2日付文書により上記3項目の要求をし、その後も、平成7年(1995年)8月15日、安野発電所工事現場に連行された他の中国人やその遺族らとともに「安野勞工・広島原子爆弾受難者聯誼会準備委員会」を結成し、自ら会長に就任し、被告に対し、謝罪や補償等を求め続けた。

しかし、被告側の回答は変わらず、原告呂■■■らの要求に応じようとしなかった。そこで、同原告は、このまま泣き寝入りすることはできないとの思いから、被告が責任を認めるまで闘い続けることを決意し、被告との交渉をうち切り、本訴提起に踏み切った。

以上のとおり認められる。

② 原告宋■■■

請求原因2②bア、イi乃至vのうち、原告呂■■■、原告宋■■■、原告邵■■■、楊■■■及び曲■■■が日本に移入され、安野発電所工事現場において就労した事実は、当事者間に争いがない。

甲第2、第21、第22、第29、第33号証、第40乃至第42号証、第82、第101、第102、第104、第121、第148号証、証人潘■■■及び同栗栖■■■の各証言、原告宋■■■、原告呂■■■の各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

食事については、1日3食で、主食の粟に野菜が付いていたと記憶している。

日課としては、朝起きると、体操をさせられ、たまに日本語教育を受けるなどした。食べる以外、特に何もすることはなく、勞工としての訓練も受けず、1ヶ月の間に1回だけ外の野菜畑に草取りに行ったことがあるが、それ以外は部屋にばかりいた。

原告宋■■■らが「新華院」に収容されて1ヶ月程度たった頃、被収容者は血液・便・視力等の検査を受けさせられ、日本に連行される者として、300人が選別され、1大隊が編成され、大隊は3中隊に分けられ、中隊は5班に分けられ、同原告は第2中隊第4班に所属させられた。連行される者は、1人1人、薄い布団2枚、上着とズボン各1着、靴、靴下、コップ、タオルの支給を受け、日本人士官から「日本へ送る。日本はいいところだ。日本へ行って一生懸命働けば、毎日肉や魚が食べられ、日本人女性が世話をしてくれる。日本人女性と結婚することもできる。」などと訓示された。同原告は、信じなかったが、逃げることはできないものと観念していた。

1944年（昭和19年）7月、原告宋■■■を含む300人は、日本兵の監視の下、「新華院」を出て済南から青島まで列車で移動させられた。300人の中には、国民党正規軍兵、八路軍兵、偽軍、農民、商人等、様々な人々がいた。列車の走行中、同原告は、銃声を聞いたが、同原告とは別の車両から1人飛び降りて逃げた様子であった。逃亡者の周りにいた者達が見せしめのためひどく殴られたようであった。青島に着くと、保安棧（保安旅館）の2階に3日間くらい監禁状態で宿泊したと記憶している。見張りは偽軍であった。ある夜、隣室から1人の逃亡者が出て、同室者がさんざん殴られていた。その後、同原告を含む1大隊は、約60人の中国人と合流させられ、青島港から船底に鉱石を積んだ貨物船に乗船させられ、約7日間で下関に到着した。船中では、炊事係がトウモロコシの粉でウオトウを作り、1日1個食べただけと記憶している。嵐がひどくて海水が中まで入ってくるときには1日中何も食べられなかった。飲み水は容器が錆びて真っ赤になっていたために飲

むことができず、病人が出て喉の渇きを訴えながら死んでいった。死者はわらで包まれ、鉱石を付けられて海に投げ込まれたと記憶している。便所がないので、甲板に上がって用を足したが、風が強く、波にさらわれた人がいたと記憶している。下関に着き、島で消毒をされてから上陸し、客車で広島まで行き、広島から電車で、次いでトラックに乗り換えて、安野事業場に到着した。

ｂ 強制労働

ア 収容施設及び監視体制

原告宋■■■が属する第2中隊は、広島県山県郡加計町の香草の収容所に収容された。同原告は、収容所の入口の監視小屋の木札の表示から、その場所が「香草」という所であることを知った。

香草の収容所の建物は木造平家建で狭く、寝床は板敷きの上にむしろを敷いただけで、被収容者全員が入ると、1人1人が横になることができる程度の場所しかなかった。また、小さな風呂はあったものの、入れさせてもらったことはなく、トンネル内の流水で手足を洗うくらいのものであった。収容所の入口は1つしかなく、そこには被告の監視員と警察官が常時監視しており、被収容者が自由に外に出ることはできなかった。

イ 労働事情

原告宋■■■が従事した仕事の内容は、水力発電用のトンネル内で朝鮮人労働者が機械を使い、爆破するなどして掘削し、崩した石をトロッコに積んで外に運び出すというもので、この作業は24時間休まず、昼夜2交代で行われ、休憩はなく、崩した石を全部運び終わるまで作業を終えることは許されなかった。休みは中秋節(旧暦の8月15日)と旧正月の2回だけで、日曜もなく、毎日働かされたと記憶している。爆破は昼2回、夜2回あり、一日に約4メートル掘り進み、1回の爆破分をトロッコで8回位で運び出した。同原告が作業をした現場は「4号トンネル」、「5号トンネル」と呼ばれているところであった。各トンネルには2台のトロッコが配置され、1台につき石を積む者2人、操作する者2人で、合計8人が1組になって

「氏名・陳■■■■ 年齢・29, 出身地・山東省萊陽県4区穴房荘, 職業・二等兵, 前歴・12師, 訓練・済南, 送還事業場出発年月日・昭和20年11月24日, 乗船港・南風崎, 乗船年月日・同月29日」は, 同人に関する記載と解される)と2人でトロッコにトンネル内の碎石を積み, トロッコを押して外に運び出す作業に従事していたとき, 事故が起こった。

上記作業現場では, よくトロッコの脱線事故や乗っている人が振り落とされるなどの事故が起こっていた。トンネルの出口から外に敷設されたトロッコ用のレールが下り坂の3, 40メートル先で右にカーブしていた。下り坂で加速したトロッコに乗ってカーブを曲がる操作をするには, ブレーキをかけながら巧みに体重移動させなければならなかったが, 巧くいかない場合には, トロッコが脱線したり, 操作者がトロッコから振り落とされたりした。トロッコ自体も不安定で粗末な作りであり, そのブレーキは松材で作られた棒を鉄の車輪に食い込ませるというもので, その制動機能は著しく低く, トロッコが加速した場合には, ブレーキがあまり効かないという危険があった。また, 同現場では, トロッコ用のレールの凹凸が大きく, トンネルから流れ出る水のため, レールの地盤自体の凹凸も大きくなっており, 一層危険な状態になっていた。

その夜, 原告宋■■■■及び陳■■■■は, 石を踏んだトロッコに乗り, 上記カーブにさしかかり, 下り坂でかなり加速したので, いつものようにブレーキをかけたが, ブレーキが効かず, 勢いのついたトロッコは, 右に曲がりながら左方に脱線し, 左下の崖下に転落した。その際, トロッコの右側に乗っていた陳■■■■は, 飛び降りて特段の負傷はしなかったが, 左側に乗っていた同原告は, トロッコもろとも崖下に投げ出され, 上から落ちてきた石で頭を打ち, 顔は血だらけになり, 目に砂がいっぱい入ってしまった。

上記トロッコの後ろを, 同じ夜勤の潘■■■■(「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・潘徳息, 年齢・20, 出身地・山東省萊陽縣七區光山村, 職業・二等兵, 前歴・一二師, 訓練・済南, 送還事業場出発年月日・昭和20

作業をしていた。同原告らはトロッコの操作につき何も説明を受けたことはなく、見よう見まねで操作していた。

ウ 食糧事情

原告宋■■■■らの香草の収容所での食事は1日3回で、ほとんどがガーター湯（塩味のだんご汁様のもの）で1回2杯だけで、たまにコーリャン飯をすり切り1杯又は大豆の糟やドングリの粉等で作ったマントウ（饅頭）1個（大きさは10cm×4cm×3cm程度）のときもあったと記憶している。いずれも粗末で、不味く、量も少なかったもので、いつも空腹であった。空腹のまま長時間働かされたため、毎日フラフラの状態であった。野草や誰かが捨てた里芋の根を拾って食べたりして飢えを凌いだこともあった。夜勤の時は昼食がなく、代わりに夜中の12時頃現場で食べたが、冬の寒いときでも外で食べなければならず、寒くてたまらなかった。仕事のできない病人は、食事は1日2回であった。同原告が後記のように目が見えなくなり、仕事ができなくなると、食事は1日2回に減らされた。

エ 衣服事情

原告宋■■■■は、「新華院」で支給された衣服が安野発電所工事現場に着いて間もなく破れてしまい、冬の到来前に単衣の服が1着支給されたが、冬になると寒くてたまらず、「新華院」で支給された薄い布団の布で上着を作り、それを着て寒さを凌いだ。同工事現場に来てから、地下足袋が1足支給されたものの、冬の到来前に破れて履けなくなり、その後わらじが1足支給されたが、それもすぐに破れ、雪の上でもほとんど裸足で作業をしていた。トンネルの中は水浸しであり、トンネルの外はレールが凍っており、濡れた足がレールにくっついて離れなくなったこともあった。薄いズボンと裸足のまま雪の上で作業すると、足は紫色に腫れ上がって感覚がなくなり、立っていられなくなることもあった。

オ 事故による失明

原告宋■■■■が、昭和20年（1945年）3月初め頃、夜勤で、「5号トンネル」の現場で、同僚の陳■■■■（「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の

年11月24日、乗船港・南風崎、乗船年月日・同月29日」は、潘■■■■■に関する記載と解される。同人は、原告宋■■■■■と同郷で、同じ国民党軍に所属し、日本軍と戦闘して捕虜となり、名前を聞かれた際、家族に類を及ぼすことを怖れて、偽名を使い、「潘徳恩」と名乗ったが、「恩」と「息」が同音のため、「潘徳息」と記録されたものと考えられる）及び王■■■■■（同「個人別就労経過調査表」の「氏名・王■■■■■」，年齢・33，出身地・山東省萊陽縣三區角灣村，職業・下士，前歴・懸保安隊，訓練・済南，送還事業場出発年月日・昭和20年11月24日，乗船港・南風崎，乗船年月日・同月29日」は、同人に関する記載と解される）は、自分たちのトロッコに乗って追隨していたが、前を走っていたトロッコが異常な音を出した後、視界から消えたため、右回りのカーブを曲がりきれずに崖下に転落したものと思い、潘■■■■■は自分たちの乗ったトロッコを止め、王■■■■■が崖下に下りて行った。潘■■■■■が、崖下を覗き込むと、崖の上の明かりで、トロッコが転落しているのが見え、陳■■■■■が立ち上がって、駆け寄る王■■■■■に向かって「私は大丈夫だ」と言っているのを聞いたが、原告宋■■■■■の姿は見えず、崖の深いところで、「痛いよ、母さん、痛いよ、母さん。」と言っている声を聞いた。しばらくして、王■■■■■と陳■■■■■に抱えられるようにして、同原告が上がってきた。

原告宋■■■■■は、仕事の手を休めると叱られるため、レールの間を流れる泥水で目を洗って、作業に戻ろうとしたが、目を開けていられないほどの痛みがあり、仕事を続けることができず、作業場の横に座って作業が終わるのを待ち、後に同僚達に収容所まで連れて帰ってもらった。

原告宋■■■■■は、翌日、目の痛みで仕事に出られなくなり、4、5日すると、痛みはさらに激しくなり、10日後には山の形も見えなくなった。その間、何ら治療を受ける機会を与えられないで、放置された。

上記事故から約10日後、原告宋■■■■■は、第1中隊の坪野の収容所に移動した。同収容所の近くに診療所があったため、同僚達が同原告を担いで、その診療所に連れて行っただが、医師と思われる女性からは、もう治療できる状態ではないと告げら

れ、治療を受けられなかった。その頃には同原告の両目は全く見えなくなっていた上に、特に右目の痛みが激しく、痛みの余り失神することもあった。同原告は、異国の地で失明した上、このまま辛い生活が続けるのかと思うと、絶望的な気持ちになり、何度も自殺を考えたが、班長や同僚達が食事を運んだり、便所に連れて行ったりして、何かと世話をし、励ますなどしてくれたことから、申し訳なく思い、何とか生きようと思い直した。

c 送還及び帰国後

原告宋■■■は、失明のため作業ができない状態になったことから、傷病により作業に従事することができなくなった12人の中国人労働者（原告邵■■■を含む）とともに、その他の者達より早く、昭和20年（1945年）3月頃、中国に送還されることとなり、安野事業場から下関まで連れて行かれた。下関で船の出航を待つ間に、同原告は、目の激痛のため2度も失神するほど苦しんだ挙げ句、耐えられなくなり、右眼球を自らの手で押し潰した。そうすると、痛みが次第に軽くなっていくように感じられた。

原告宋■■■は、天津に上陸後、青島までは同胞の手助けで何とか移動できたものの、青島から故郷までの100キロメートル以上は、盲目の状態で物乞いをしながら帰らなければならなかった。途中、川に落ちたり、指を折ったりするなどの辛苦の末、1945年（昭和20年）6月頃、ようやく故郷の自宅に帰り着いた。

原告宋■■■がいなくなっ後、同原告の母親は、一人では生計を立てることができず、親戚の家に身を寄せていた。同原告が帰宅したときには、母親は心労が重なって病気に罹っており、その4、5年後に死亡した。

原告宋■■■は、1年ほどかけて健康を回復し、結婚もしたが、盲目のため生活は困窮を極めた。日本軍の捕虜になる前は、村の中では教育程度が高く、将来も期待されていたのに、帰国後は、村中で最も貧しい状態になり、「説唱」（うたい語り）をしながら、村々を転々とし、投げ銭や物乞いで生活続けた。子供達が生まれても、学校に通わせるだけの収入がなく、幼少から働かせなければならず、子供達に

③ 原告邵■■■

請求原因2②cア, イi乃至vのうち, 原告呂■■■, 原告宋■■■, 原告邵■■■, 楊■■■及び曲■■■が日本に移入され, 安野発電所工事現場において就労した事実は, 当事者間に争いがない。

甲第2, 第52, 第64, 第65号証, 原告邵■■■本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

a 強制連行

原告邵■■■は, 1925年(大正14年)旧暦7月27日(新暦9月7日)河北省天津市で出生した。もとは父母姉妹の5人家族であったが, 1943年(昭和18年)に父が行方不明となり, その後は同原告が煙草の仕入れ販売等を営むなどして一家の生計を立てていた。

「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・邵■■■成, 年齢・20, 出身地・山東省天津市郭家胡同, 職業前歴・勞工, 送還事業場出発年月日・昭和20年3月25日, 乗船港・下関, 到着港・塘沽」は, 原告邵■■■に関する記載と解される。氏名の「成」は「■■■」と同音のための誤記と考えられる。

原告邵■■■は, 1944年(昭和19年)7月頃(当時18歳), 青島港で煙草の仕入れをしていたとき, 突然護送車のようなトラックから飛び降りてきたヤクザのような3人の中国人に捕まえられ, トラックの鉄板で囲まれた荷台に乗せられた。その荷台には既に1人の中国人が捕まえられていた。トラックが走り出し, 途中で, 更に1人の中国人が捕捉されて乗せられてきた。その後, 同原告らは, トラックから降ろされ, 旅館の裏に建てられた煉瓦造りの平家建ての小さい建物の一室に監禁された。そこには既に10人余りの中国人が監禁されていたが, 棍棒を持った見張りが監視し, 監禁部屋の隣室には見張りの仲間が多数いたため, 逃げようにも逃げられなかった。監禁された同原告らは, やがて1人ずつその隣室に呼び出され, 「日本に働きに行かせる。行かなければならない。絶対行かせる。」などと強い態度で言われた。更に「家族には知らせてやる。家族に500元送金する。」と言われ,

は辛い思いをさせてしまったと感じている。

d 本訴提起までの経緯

原告宋■■■は、自分をこのような目に遭わせた者に対して恨みの気持ちを持っていたが、どこにも訴えようがなく諦めていたところ、1994年（平成6年）1月、河北大学の学生の訪問を受け、同大学の劉宝辰助教授による強制連行等に関する研究調査として、日本での被害の状況を聞かれ、それまではあまり人に話す機会もなく、話しても理解してもらえず、辛い思いをしていたこともあって、ようやく話をして理解してもらえることがとても嬉しくて興奮したが、一方で思い出すことは悲しいことでもあった。

原告宋■■■は、平成6年（1994年）5月、被告に対し、同原告を含む安野事業場に連行された中国人に対する公式の謝罪を表明すること、死者を追悼し歴史の真実を伝えるために広島県加計町に殉難同胞追悼碑及び記念碑を建立すること、連行された中国人に対する然るべき損害賠償及びその肉体的精神的苦痛に対する補償をすること、以上の3項目を要求する旨の文書を、足立修一弁護士らに託した。

原告宋■■■は平成7年（1995年）5月に来日し、同月26日に被告本社に赴き、補償交渉を行った。これに対し、被告の交渉担当者は、同年7月21日付文書により、強制連行は国が行ったことであるとして、被告が強制連行に関与した事実を認めず、また同原告の失明事故に関して聞き取り調査を行ったが、事実の確認ができなかった旨回答した。同原告は、被告が同原告の述べる事実を認めようとせず、確認のための調査さえもしないことについて、納得できない思いでいる。

原告宋■■■は、平成9年（1997年）9月、「交流をすすめる会」のメンバーから、裁判を起こすという話を聞き、そのメンバーに対し、自身も原告として提訴する意向を伝えた。戦後50年以上も経過しているが、日中両国の戦争は終わっても、企業に対する問題は解決しておらず、日中友好のためにも、きちんとけじめをつけたいと考えている。

以上のとおり認められる。

住所、氏名等を聞かれた。同原告は「日本に行きたくない。家に帰りたい。」と思ったが、どうすることもできなかった。同原告が煙草の仕入れのために持っていた約700元のお金も「家族に送ってやる。」などと言われて全部取り上げられた。なお、のちに同原告が日本から帰ってみると、家族には何の連絡もされておらず、全く送金もされていなかった。

原告邵■■■らは、上記煉瓦造りの建物に1週間ほど監禁された後、今度は普通のトラックの荷台に乗せられ、棍棒を持った見張りにくるりと取り囲まれて青島港に運ばれた。

原告邵■■■らは、他の中国人と一緒にさせられて、合計63人で、第4中隊として編成され、「新華院」から連行されて来た300人くらいの中国人の集団に編入させられて、貨物船に乗せられ、その船底に収容された。その際、日本のどこへ連れて行かれ、何をさせられるのかなどについて、何らの説明も受けなかった。貨物船が港に着き、上陸し、汽車に乗せらるなどして、建設工事現場に到着したが、そこがどこであるのか全く分からなかった。誰からも教えてもらえなかった。そこが広島県山県郡加計町の土居の安野発電所工事現場であることを知ったのは、1996年（平成8年）8月に日本から来た人に教えてもらったときであった。

b 強制労働

ア 収容施設及び監視体制

原告邵■■■が属する第4中隊は、広島県山県郡加計町の土居の収容所に収容された。同収容所は木造の粗末な建物で、出入口は1つしかなく、その前では警察官と監視人が24時間態勢で見張っており、自由に外出することができず、作業以外で外出を許されたことはなかった。窓はなく、通風口のような隙間があるだけで、冬は隙間風が吹き込み、寒くて耐えがたいほどであった。室内は狭く、寝返りもうてず、夜トイレに立って戻ってみると寝る場所がなくなるような状態であった。小さな風呂があったが、同原告らは一度も風呂に入れさせてもらったことはなく、川等で身体を洗っていた。



原告邵■■■は、後記のような厳しい労働と苦しい生活を強いられることから、なんとかして逃げたいと思っていたが、ある日、8人が便所に穴を開けて逃亡したものの、すぐに捕まって連れ戻され、皆のいる前で大隊長から太い棍棒でさんざん殴られるという制裁を受けたことがあり、それを見て、逃げる気力を失った。

イ 労働事情

原告邵■■■が従事させられた作業の内容は、当初、収容所の前を流れる川の流を良くするために、その川に入って川底の石を除去し、トラックに積み込むというものであったが、その後、トンネル工事に回され、トンネル内の碎石を担いでトロッコに乗せて運び出すことになった。川での作業中、同原告らの動きが少しでも遅いと、岸から見ている監視の者が棍棒で殴るため、休みなく働かなければならなかった。川の作業では、1日中川の水に浸かっているため足が腫れ上がり、仕事が終わって寝床に上がろうとしても、足が棒のようになって上に上がらず、手で足を持ち上げて動かさなければならなかった。昼夜2交替で、朝6時から夜6時まで又は夜6時から朝6時までの12時間働き、昼食時の他に休憩時間はなく、雨や雪の日も休みはなく、日曜も作業が続いた。

ウ 食糧事情

土居の収容所の食事は、1日3回、1回につき小さいマントウが2個又はコーリャン飯が碗1杯だけで、少量の塩を除けば副菜はなかった。原告邵■■■は、野草を採って食べたり、水や白湯を飲んだりして空腹を凌いだ。

エ 衣服事情

原告邵■■■ら第4中隊配属の中国人労働者は、「新華院」から連行されてきた他の者らとは異なり、日本に着いてから衣服や布団の支給を受けた。

オ 発病

原告邵■■■は、昭和19年（1944年）12月頃、疥癬に罹患し、体中に水疱が現れ、痒みが激しく、搔くと水疱が破れて水疱が拡がり、体が怠く、力が入らなくなっていた。疥癬に罹患した後4か月の間に受けた治療は、1度の注射だけで

1947年（昭和22年）春頃であった。治癒した後は、野菜を運ぶ仕事に就いたり、徴兵された人の身代わりで軍隊に入ったりするなどして生活していたが、同原告が日本に連行されている間に戸籍が抹消されていたため、なかなか定職に就くことができず、人夫部屋に泊まり、新聞売りや左官等の日雇いの仕事をして暮らし、1952年（昭和27年）になってようやく天津市第一結核病院に就職して、定職に就くことができた。同原告は、1953年（昭和28年）10月に結婚し、その際、疥癬病治療のために売却した自宅のうちの4分の1に当たる1部屋を買い戻したが、残る4分の3は人手に渡ったままである。

d 本訴提起までの経緯

原告邵■■■は、日本へ連行されて、労働を強いられたことや帰国後乞食をするなどして辛い生活をしたことについて、姉妹以外には誰にも話さずに過ごし、他人に話す機会があろうとは考えもせず、永遠に過去のものと思い定めていたが、思いがけなく、1996年（平成8年）6月、河北大学の劉宝辰助教授の訪問を受け、その体験を語ることになった。同年8月には、強制連行問題に取り組む日本人の人達の訪問を受け、その際、強制連行をし強制労働をさせたのが被告である旨告げられ、そのときはじめて被告を知った。また、原告呂■■■らが「安野勞工・広島原子爆弾受難者聯誼会準備委員会」を結成し、被告に対して謝罪と補償を要求していることを知り、それに参加したいと考え、その後、本訴提起を決意した。

以上のとおり認められる。

④ 楊■■■（原告楊■■■）

請求原因2②dア、イi、iiのうち、原告呂■■■ 原告宋■■■ 原告邵■■■、楊■■■及び曲■■■が日本に移入され、安野発電所工事現場において就労した事実は、当事者間に争いがない。

甲第2、第23、第27、第78、第79、第80、第121号証、原告楊■■■本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 強制連行

あった。その後は放置され、同原告は、やがて足の膝が曲がって、まっすぐに立つこともできなくなり、毛髪や眉毛も抜け落ち、寝たきりの状態になった。重症の疥癬患者は他にも3人いたため、収容所の隅に仕切りが設けられ、隔離された。冬でも同原告ら罹患者4人に1枚の掛け布団しかなく、4人で1枚の布団を引っ張り合って寒さを凌いだ。病気になって働けなくなると、食事の量が1日3食ではあったが、1回につきマントウ2個から1個に減らされた。ある日、同原告は、空腹に耐えきれず、他の3人と相談して、マントウを炊事場から盗み出して食べたことがあった。後に、この事実が発覚して、同原告は殴打された。

c 送還及び帰国後

原告邵■■■は、疥癬のために働けなくなっていたため、昭和20年(1945年)3月、原告宋■■■を含む働けなくなった12人とともに、他の者達よりも早く中国へ送還されることになった。下関から貨物船に乗せられ、天津の塘沽港に着いた。原告邵■■■は、長期間疥癬で寝たきりのため、膝をまっすぐにして立つことができず、塘沽港から天津の自宅まで、汽車等に乗って帰ったが、前屈みの姿勢で歩行に難渋した。同原告が家に辿り着いたときには、そこに家族は住んでおらず、母親は、父親に続いて同原告もいなくなったため、悲しみと働き手を失った苦労が重なり、病気になって、治療代もなく、既に病死しており、姉妹も生計を立てていくことができなかったため、自宅を他人に貸して、叔母の所に身を寄せていた。姉妹達は帰ってきた同原告が疥癬で醜くなり、髪の毛や眉毛も抜け落ちて、変わり果てていたため、すぐには同原告とわからないでいたが、やがて同原告であることがわかると、同原告を抱きしめて嘆き悲しんだ。その後、同原告は住む場所がなく、病気で働くこともできなかったため、貧しい者が寝泊まりする簡易部屋に寝泊まりしていたが、やがて路上で寝泊まりするようになり、盲人と一緒に物乞いをするなどし、食べ残しをもらうなどして辛うじて生きていた。その後半年余りして、疥癬を治して働いて生活を立て直さなければならないと考え、姉の名義になっていた貸家を買ってもらい、疥癬の治療費に充てた。同原告が健康を回復したのは、帰国後2年経過した

楊■は1922年（大正11年）に山東省青島市烏衣巷で出生した。同人は18歳の時に陳■と結婚し、1941年（昭和16年）10月20日長男である原告楊■をもうけた。当時、父母（原告楊■の祖父母）、妻、原告楊■、弟2人とともに生活し、材木や炭を運ぶ仕事で生計を立てていたが、1943年（昭和18年）頃、国民党軍12師団に入隊し、班長となっていた。同人は、1944年（昭和19年）6月、国民党軍と日本軍との交戦の際、即墨県四舍山で捕虜とされ、即墨県政府まで連行された。

「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・楊子玉、年齢・22、出身地・山東省青島市道衣巷、職業・中士、前歴・一二師、訓練・済南、事故死亡年月日・昭和19年8月6日」は、楊■に関する記載と解される。氏名の「子玉」は楊■が当時使用していた別名である。なお、出身地の「道衣巷」は「烏衣巷」の、死亡年月日の「昭和19年」は「昭和20年」の誤記と考えられる。

楊■は、即墨県で拘束されて取調を受けた後、新華院に約1か月収容され、1944年（昭和19年）7月末、1大隊300人の中国人労働者の1人として、原告呂■と同様、第1中隊に属し、その第4班長となり、「新華院」から青島に送られ、青島港から貨物船で下関まで運ばれ、下関から列車等により安野発電所工事現場に連行された。

楊■と同郷で幼なじみの楊■（「被告就労顛末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・楊■、年齢・22、出身地・山東省青島市下庄、職業前歴・農業、訓練・済南、送還事業場出発年月日・昭和20年11月24日、乗船港・南風崎、乗船年月日・同月29日」は、同人に関する記載と解される）は、農民であったが、国民党軍遊撃隊のために手紙を届ける役目を担っていたところ、上記交戦の際、手紙を届ける途中で日本軍の捕虜となり、即墨県政府まで連行され、その際、楊■の所属する連隊の一部が壊滅し、100人くらいが捕虜になったことを聞いた。楊■は、その後「新華院」に収容され、約1ヶ月後に、日本に連行される300人のうちの1人に選ばれ、第3中隊に所属させられ、青島へ送られ、青島から

下関、広島を經由して、安野事業場に連行された。同所に着き、神社のような建物の前に全員が集められて、おにぎりを配られて食べていたとき、同人は、大勢の中に楊■■■がいるのを見つけたが、話をすることはできなかった。楊■■■は、そのとき、楊■■■が日本軍との四舎山での戦闘の際に捕虜になっていたものと思った。

b 強制労働

ア 労働事情等

楊■■■は、第1中隊4班長として、原告呂■■■と同様、当時の広島県山県郡安野村坪野の収容所に収容され、安野発電所の導水トンネル掘削工事の際に生じた碎石をトラックで運ぶ作業等に従事した。

イ 大隊長ら殺害事件及び被爆死

楊■■■は、昭和20年（1945年）7月13日、安野の収容施設内で、肉の分配をめぐる、炊事班の班長と十数名の中国人らとが口論となり、これを制止しようとした大隊長と第1中隊の第3班長が、多数の中国人によって撲殺された事件において、逮捕された十数人のうちの1人であった。その収監中の昭和20年（1945年）8月6日、広島は原爆投下の被害を受け、その際、楊■■■を含む5人が死亡した。

楊■■■は、第3中隊の所属で、津浪の収容所にいて、終戦になるまで、楊■■■の消息を知ることはできなかったが、終戦後、中国人労働者がそれぞれの収容所間で行き来することができるようになり、楊■■■が大隊長ら殺害事件の際に逮捕され、広島に行って原爆に遭い、何人かは戻ってきたのに、同人が戻ってきていない旨聞き知り、その後、送還途中に広島の町が焼け野原になっているのを見て、同人は原爆で死んだであろうと思った。楊■■■は、1945年（昭和20年）末、故郷に帰ったが、その後、楊■■■の父親と叔父が訪ねてきて、楊■■■の消息を聞かれ、「日本の安野と一緒に連行されたが、帰りの船に乗ったかどうかは知らない」などと話した。

c 残された原告楊■■■ら家族の生活状況

足立修一らとともに、被告の中国支店を訪れ、謝罪と補償のほか、楊■の死亡通知の発行、遺骨の返還、同人の労働に見合う金額の支払、加計町に殉難同胞追悼碑や記念館の建立等を求めた。これに対し、被告は、同年8月7日付で、華人労務者内地移入は当時の国の政策により行われたものであり、楊■が死亡したのは同人が傷害致死事件に関与し、警察の管理の下、拘置中であつたものであるとし、謝罪も死亡通知もする立場にないなどとして、要求には応えられない旨返答した。同原告は、被告に対して、要求をし続けることを決意し、1995年（平成7年）8月15日、河北省で安野発電所工事に強制連行された中国人労働者の生存者や遺族らによって安野受難勞工聯誼会が結成された際、遺族の代表として、その幹事に就任し、その後、本訴提起に至った。

以上のとおり認められる。

⑤ 曲■（原告曲■）

請求原因2②eア、イのうち、原告呂■、原告宋■、原告邵■、楊■及び曲■が日本に移入され、安野発電所工事現場において就労した事実は、当事者間に争いがない。

甲第34、第62、第63、第82号証、証人曲■及び同劉宝辰の各証言、原告呂■本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 強制連行

曲■は、1925年（大正14年）頃、山東省青島市において、父曲■、母李氏の間の長男として出生した。原告曲■は、1936年（昭和11年）3月16日、同父母の間の5男として出生した。曲■は、小学校卒業後、父曲■とともに農業の手伝いをするなどして一家の生計を支えていた。

1944年（昭和19年）旧暦4月頃、当時の占領国日本の影響下で樹立された傀儡政権下において、村長が、曲■宅を訪れ、「仕事の世話をしてやる。」などと言って、長男の曲■を連れ出した。曲■は、生活が大変苦しかったため、これを断ることができなかった。当時、原告曲■は9歳であつたが、家の外で遊ん

楊■がいなくなって残された原告楊■ら家族は、働き手を失って生活が苦しくなり、1949年（昭和24年）には同原告の祖母が、1950年（昭和25年）には祖父が相次いで亡くなり、生活は更に困窮した。同原告の母親は家事手伝いをし、山で薪を採り、野草を採って売り、ダムの建設現場で雇われるなどして懸命に働いた。同原告は他の子供から父のない子ということで侮辱され、生活のため、6歳という幼い頃から物乞いをし、7歳の頃からは牛追いなどの仕事をさせられ、ほとんど学校に行くことはできなかった。同原告と母親が昼間働いて得た食糧では普通の大人1人分にも充たず、食べていけなかったため、母親は夜も他人の家の針仕事をしたりして仕事を続けた。同原告は空腹のあまり水を飲んだり、犬の食べ残しを拾って食べたりして飢えを凌いでいた。衣服もぼろぼろで、同じ服につぎあてをして、ずっと着ていた。母親は、貧しい生活の中で髪の毛が抜け落ちてしまった。同原告は、祖父から、その亡くなる直前に、父楊■が広島に強制連行されて苦力となった旨聞かされたが、生きているのか死んだのかは話してもらえなかった。同原告ら家族は父楊■恩が生きているとの望みを抱き、その帰りを待ち続けたが、帰ってこなかった。

d 本訴提起までの経緯

原告楊■は、1992年（平成4年）4月、河北大学の劉宝辰助教授を中心とする日本への強制連行等に関する研究調査のための調査員の訪問を受け、その際、「楊■が広島の安野発電所工事現場に強制連行され、トンネルを掘る仕事等をさせられた後、原爆で死んだ」旨告げられた。同年5月には、強制連行問題を調査している日本人らの訪問を受け、安野発電所工事現場における労働のことや原爆による死亡の詳細について話を聞き、原爆投下直後の広島の写真を見せられるなどした。同原告は、父楊■が働いていた場所に行き、また、遺骨を探したい思いを持った。平成7年（1995年）7月30日、母とともに広島を訪れ、安野発電所に赴いて収容所跡地の空地で楊■の追悼式を行い、遺骨代わりに収容所跡地の土を持ち帰った。同原告は、同年8月4日、同日付要求書をもって、母親や原告ら訴訟代理人

でいると、兄曲■■■■が濡れたままの短いズボンを履いて、白い布で作った袖のない下着を着て、村長の自転車の後ろに乗せられており、これを見た同原告が兄の袖をひっぱり「お兄さん」と声をかけたのに、兄が何も言わず、目に涙を浮かべて、連れていかれたのを覚えている。その後、同人ら家族は、村長に騙されたことを知り、懸命に曲■■■■の行方を捜したが、山東省青島市嶗山区の日本の警察に連行され、済南に送られたことが分かっただけで、その消息は不明となった。

「被告就労類末報告書」の「個人別就労経過調査表」の「氏名・曲■■■■，年齢・18，出身地・山東省張村區枯桃村，職業・兵，前歴・一二師，訓練・済南，事故死亡年月日・昭和19年8月19日」は、曲■■■■に関する記載と解される。

曲■■■■は、山東省済南市の「新華院」に收容され、日本の安野発電所工事現場に移入させられる300人の1人に選ばれ、編成された大隊の第1中隊に原告呂■■■■及び楊■■■■とともに所属させられ、「新華院」から青島に送られ、青島港から貨物船で日本に運ばれた。

b 強制労働

曲■■■■は、広島県山県郡安野村坪野の安野発電所工事現場の收容所に收容され、原告呂■■■■らと同様の作業に従事した。

原告呂■■■■は、ある日、曲■■■■が、高熱があり、朝食も食べることができず、仕事ができる様子ではなかったのに、大隊長又は被告の現場監督によって無理に仕事に就かされ、やむなく作業に赴いたものの、状態が悪くて働けず、現場監督から、制裁として殴る蹴るの暴行を受けて倒れ、その夜、收容所に連れ戻されたが、寝床に横たわり、食事も水も喉を通らなくなった状態で、口から血を流して死亡した経緯を目撃し、その時期は、昭和20年（1945年）3月頃であった旨を記憶している。

c 残された原告曲■■■■ら家族の生活状況

残された原告曲■■■■ら家族には、曲■■■■の消息は不明であったが、戦後、同人とともに日本に強制連行されて帰ってきた中国人労働者が父母の曲■■■■李氏に対し、

曲■■■が日本での重労働や乏しい食事のため衰弱して病気になり、死亡した旨を告げた。同人の母は、自分の息子が苦労したあげく死亡したことを知って嘆き悲しみ、病気がちになってしまった。曲■■■に思いを残しながら、同人の父は1958年(昭和33年)、母が1963年(昭和38年)に死亡した。残された原告曲■■■ら家族は、働き手を失い、長い間生活は困窮した。

d 本訴提起までの経緯

原告曲■■■は、1997年(平成9年)1月から2月にかけて、河北大学の劉宝辰助教授の日本への強制連行等に関する研究調査のため、同大学の学生が同原告宅を訪れた際、曲■■■を使役した会社が被告であることを知り、被告に対し、遺族への謝罪と補償を要求することを決意し、本訴提起に踏み切った。

以上のとおり認められる。

ところで、曲■■■の死亡時の状況については、前記bのとおり、同じ第1中隊に属する原告呂■■■の目撃記憶が存し、その内容は昭和20年(1945年)3月頃の高熱衰弱下の無理な就労及び暴行被害後間もない死亡というものであるが、他方、甲第2号証によれば、「被告就労顛末報告書」には、曲■■■に関し、作成名義人として「医師林■■■」，作成年月日として「昭和19年8月20日」，死亡の原因として「病死」，病名として「胃腸炎」，発病年月日として「同月5日」，死亡年月日時として「同月19日午後8時48分」などの記載のある死亡診断書が添付保存されており、その内容は、同原告の目撃記憶における死亡時期及び原因等について相違している。

この点に関し、原告らは、請求原因2②eイ後段のとおり、上記死亡診断書作成の昭和19年(1944年)8月20日当時林■■■医師が日本国内にいなかったとして、同診断書が偽造文書であり、曲■■■の実際の死因は過労と栄養失調と思われる旨主張し、甲第33号証(川原■■■作成の「陳述録取書」と題する1999年5月10日付書面、亡林■■■医師の妻林■■■からの陳述録取を記載したもの)中には、同女が夫■■■夫医師の出征期間を昭和18年8月から昭和21年3月までと述べた

1 国際法違反

原告は、請求原因3①aア乃至ウ、b乃至eのとおり国際法違反による損害賠償責任を主張するが、以下のとおりこれを認めることはできない。

① 個人による国際法に基づく権利行使の可否

国際法は、その沿革に照らし、条約、国際慣習法といった規範形式如何にかかわらず、本来的に国家間の権利義務関係を規律するものであるから、ある国の国民が他の国又はその国民の行為によって被害を蒙った場合に、直ちに国際法を根拠に被害の回復を図ることができる性質のものではない。例えば、ある条約に個人の生活関係又は権利義務関係に関する条項が存するとしても、それは通常国家間の国際法上の合意事項としての意味を持つにとどまり、それによって直ちに一方の国民が相手国又は相手国国民に対して具体的な権利又は請求権を獲得し得るものではない。一方の国民個人が相手国又は相手国国民個人に対して具体的な権利又は請求権を行使できる仕組みを創設することは可能であるが、その場合は条約締結国間の合意による特別な定めが必要である。

条約が締結されて発効しても、その内容は国家相互間の権利義務に関する定めであることが通例であるため、一般的には条約の内容が直ちに私人相互間又は私人と国家との間の法律関係を規律する裁判規範たり得ることにはならない。各国民の権利義務に直接関わる条項を各国内において裁判規範たり得るものとするためには、通常各国の立法措置によってその旨の補完乃至具体化が必要である。もっとも、例外的に、国内法による補完乃至具体化を必要としないで、そのまま国内法として直接実施し私人の法律関係を規律することができる（いわゆる自動執行力を有する）条約もあり得るが、その場合は、当該条約自体が、私人の権利義務の発生要件、効果、手続等を明白に定め、国内法による補完乃至具体化を待つまでもなく、国内において裁判規範としての執行が可能な体裁を具備している必要がある。このことは、国際慣習法においても、同様と解すべきである。

② 強制労働ニ関スル条約違反

旨の記載部分があり、甲第133号証（昭和40年頃作成の広島県加計町医師一覧表）には、「昭和18年5月から昭和21年月31日まで」戦地にいたかのような記載もあるが、他方、甲第33号証中には、同時に同女が夫による医院の開業時期を昭和18年9月と述べた旨の記載部分もあり、甲第128号証（広島県援護課が昭和43年頃作成した「中国人死没者関係医師一覧表」）には、「昭和19年8月28日から昭和21年3月31にまで応召」との記載があることなどからすると、林■の約55年前に遡る夫林■の出征時期に関する記憶が正確なものであるのかどうか、些か疑問の余地なしとせず、林■の出征期間は必ずしも明確とはいいがたいところであり、上記死亡診断書の作成日付と同医師の出征期間との関係のみをもって、直ちに同診断書を偽造文書とは断定しがたい。

もつとも、原告呂■の目撃記憶を殊更疑うべき根拠も見当たらない上に、前記1①cケのとおり、「外務省報告書」の作成に当たった調査員の「調査覚書」には、中国人を移入した各事業場の業者が提出した死亡診断書及び死亡顛末書の正確度が極めて疑わしく、警察当局の指令に基づく死亡診断書の書換が医療関係者の反感を買っている例がある旨の指摘があるほか、外務省報告書のうち、日本国内の各事業場に移入された中国人労働者の人数、死亡者数、個々人の氏名、出身地、職業、前歴等に関する客観的なデータについては、精緻な調査結果を反映して、一部の誤記を除けば極めて信憑性の高いものであるのに対し、労働、衣食、居住、支給品等に関わる待遇内容や死亡原因等については、事実が歪曲、隠ぺいされている部分が多い疑いがある旨の指摘があり、現に「被告就労顛末報告書」には、従前種々指摘したように、実際とは異なる当たり障りのない記載が多いことなどからして、上記曲■に関する死亡診断書の内容の信憑性には疑問の余地なしとせず、従前認定の安野事業場の収容所における処遇事情等をも合わせ鑑みると、同人の死亡には、少なくとも劣悪な衣食住や衛生環境の下における身体の衰弱に苛酷な労働事情による疲労等が重なったことが重大な端緒になっているものと認めるのが相当である。